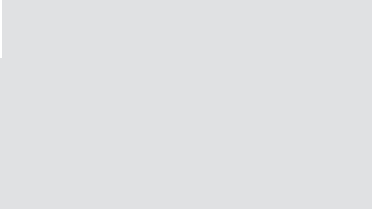


(別紙)

和解条項

- 1 原告と被告は、豊川バイオマスパーク構想に用いられている別紙物件目録記載の水熱反応装置(以下「原告装置」という。)の製造、販売又は使用が、被告の有する特許3089543号又は特許第4864884号の各特許権を侵害しないことを相互に確認する。
- 2 原告と被告は、豊川バイオマスパーク構想で行われている原告装置における別紙方法目録記載の方法(以下「原告方法」という。)の使用が、被告の有する特許第4864884号の特許権を侵害しないことを相互に確認する。
- 3 被告は、豊川バイオマスパーク構想に用いられている原告装置の製造、販売若しくは使用又は原告方法の使用が特許3089543号又は特許第4864884号の各特許権を侵害する旨の内容を、いかなる方法によっても告知し、又は流布しない。
- 4 被告は、原告に対し、本件和解金として  に振り込む方法により支払う。

5

6